

平成28年第1回茂原市教育委員会会議（1月定例会）日程

日 時：平成28年1月28日（木）15：00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

(議決事項)

議決事項なし

(報告事項)

- 1 平成27年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰者の決定及び表彰式について
- 2 平成28年度茂原市奨学資金の貸付について
- 3 茂原市教育施策の大綱（案）のパブリックコメント実施について
- 4 第三次茂原市子ども読書活動推進計画（案）のパブリックコメント実施について
- 5 行事の共催、後援及び協賛について
- 6 平成28年第2回（2月定例会）、第3回（3月臨時会）、第4回（3月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 7 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

茂原市教育委員会会議録

平成28年第1回（定例会）

- 1 期日 平成28年1月28日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後4時20分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 鈴木 一代
委員 鎌田 俊郎
委員 齋藤 晟
委員 安藤 明子
- 4 出席職員
教育部長 野島 宏
教育部次長(教育総務課長) 藤乗 裕喜
学校教育課長 宮本 昌典
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 豊田 実
中央公民館長 酒井 映明
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
東部台文化会館長 石川 明
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課副主査 東間 諭
- 5 署名人の指定
委員 齋藤 晟
委員 鎌田 俊郎
- 6 傍聴人 0名

内田教育長 : ただいまから、平成28年第1回茂原市教育委員会会議(定例会)を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「齋藤委員」と「鎌田委員」を指定いたします。これより会議事項に入りますが、本日は議決事項がありません。それでは、報告事項に入ります。

報告事項1「平成27年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰者の決定及び表彰式について」説明をお願いします。

藤乗教育部次長 : 平成27年度の「茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者の表彰式及び被表彰者について」ご報告申し上げます。

まず、表彰式でございますが、2月16日火曜日の教育委員会第2回定例会終了後の15時から市役所5階の501・502会議室で行う予定でございます。

当日の次第でございますが、開式のことばを鈴木委員、表彰状と記念品の贈呈を内田教育長、そして引き続き主催者あいさつを内田教育長にお願いしたい

と思います。次に来賓のあいさつとして田中市長、閉式のことばを齋藤委員にお願いいたします。なお、表彰状の読み上げにつきましては、野島教育部長が行い、また記念品贈呈の補助に仁茂田、また進行を私がそれぞれ務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に被表彰者でございますけども、「茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰要綱」及び内規に基づきまして、全国大会で3位以内の入賞者、又は県大会での1位入賞者に相当する優秀な成績を収めた方々を表彰するものでございます。

今年度は、被表彰者の名簿をお配りしてございますけれども、学芸部門では小学生10名、そして中学生7名の計17名を、また、体育部門では小学生2名、中学生3名、一般2名の計7名、学芸・体育を合わせまして24名の方々を表彰するものでございます。

よろしくお願いいたします。

内田教育長 : それでは報告事項1について、何かご質問等ありますでしょうか。
鈴木委員 : 今回は学芸と体育で優秀な成績を収めた方々が受賞になりますが、少し調べたのですが、平成22年度に善行表彰ということで、萩原小学校5年生の男の子が「茂原市内で発生した自動車窃盗事件の捜査に協力し、事件の解決に貢献した」ということで受賞しているのがあったのですが、その後は無いようですが、学校から表彰の該当になるかどうかの相談などはないのですか。

藤乗 : 学芸・文化・体育だけではなくて、善行者についても各学校に照会しておりますが、今のところそういった報告がありませんので、最近では学芸と体育ということになっております。

鈴木委員 : はい、分かりました。
それから「篤行」というのはすごく難しく、辞書で調べたら「誠実で隣人愛に燃えた行為」というふうに書いてありましたが、教育委員会で表彰する時にはどういう方が対象になるのでしょうか。

どういう人たちが当たるのかなと考えたのですが、今回は無いということで結構です。

内田教育長 : 学校には善行者等についても呼びかけているということですよ。

藤乗 : はい、表彰規定も添付していますので、該当する方がいれば出していただいております。

内田教育長 : 他にありますか。よろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項2「平成28年度茂原市奨学資金の貸付について」説明をお願いします。

藤乗 : 報告事項2「平成28年度茂原市奨学資金の貸付について」ご説明を申し上げます。

平成28年度につきましても引き続き奨学資金の新規貸付を実施いたすものでございます。内容につきましては、大学・高等専門学校(第4学年・第5学年)・専修学校(専門課程)に入学が決定し、または在学している学生に修学費として月額5万円以内の貸付となります。また、希望者には、修学費とは別に入学時の就学支度費として15万円以内で貸付をいたします。

なお、平成27年茂原市議会第4回定例会におきまして「茂原市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例」が可決されたことによりまして、平成28年度から高校生への貸付は廃止となりました。

貸付の流れといたしましては、まず2月1日号の広報もばら及び市のホームページで募集いたしまして、申請書を2月1日から3月10日まで教育総務課の窓口で配付いたします。申請の受付につきましては、3月24日の木曜日まで随時受付をいたします。

その後、貸付の審査を4月中に行いまして、4月下旬に貸付決定通知書をご本人宛に送付し、5月下旬と9月下旬に6か月分ずつの奨学金を奨学生本人の名義口座に振込みます。

以上が、「平成28年度茂原市奨学資金の貸付について」の報告となります。

よろしくお願いいたします。

内田教育長 : それでは報告事項2について、何かご質問等ありますでしょうか。

鎌田委員 : 貸付要件に「経済的理由により修学が困難であること。」と書いてあるのです

が、収入基準が如何にも高いのですが、800万円貰っている人が経済的に困窮しているとは思えないのですが、その辺はいかがでしょうか。

- 藤乗
教育部次長
- ： 資料にも自宅通学、自宅外通学と区分がございますけれども、アパート等を借りたり、授業料が年間100万円程度かかったりしている中で、判断はいろいろ分かれるところがございますが、やはり10年位前から日本人の平均所得が100万円ほど減っているというような実態の中で、それに伴って大学生の奨学金の借り入れが増えていると、今大学生の2人に1人が奨学金を借りている状況でございますので、確かに少ない金額ではないかと思いますが、それでもまだ十分ではないというような今の日本人の経済状況だと思いますので、こういった基準として、国に準じて設定しているところがございますのでご理解いただきたいと思えます。
- 鈴木委員
- ： 国の基準に準じるとのことですが、国はどれ位の収入基準になっているのですか。
- 藤乗
教育部次長
- ： 同額になります。
- 安藤委員
- ： 年代的に、家のローンとか、もしくは車のローンとかいろいろかさんでいて、ましてや私立大学となると自宅通学と自宅外通学の差は少ないですけれども、自宅外通学だと費用はもっとかかるはずなので、それに塾などいろいろなことにお金が一番かかる時期ではないかなと思えます。
- 藤乗
教育部次長
- ： 収入基準は、税金等も入れた控除する前の額になります。
- 内田教育長
- ： この資料にある収入基準の例えば776万円の上限という意味はどういうことですか。
- 藤乗
教育部次長
- ： 年間の世帯の収入が776万円以上の方は、奨学資金の貸付が受けられないということですよ。
- 内田教育長
- ： 776万円より少ない人は借りられるという意味ですよ。だから、収入がいくら少なくても借りられる。
- 齋藤委員
- ： 卒業と同時に借金を抱える。確かに今まではほとんど中流意識が強かったのですが、今は非常に格差が出てきましたから。
- 内田教育長
- ： 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは次に、報告事項3「茂原市教育施策の大綱(案)のパブリックコメント実施について」説明をお願いします。
- 藤乗
教育部次長
- ： 茂原市教育施策の大綱(案)につきましては、前回の教育委員会会議終了後の協議におきまして、ご議論いただきました。その際にいただきましたご意見とその対応につきましては、お手元の資料「大綱策定に係わる教育委員の意見(12/24)への対応」ということでまとめさせていただきました。
大綱(案)と意見をまとめた資料をご覧ください。
12月24日のご意見に基づき修正した箇所についてご説明申し上げます。
大綱(案)の1ページをご覧ください。
これは特にご意見がございませんでしたけれども、「2 大綱の位置づけ」中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項」となっておりますけれども、「1 大綱策定の趣旨」1行目に「(以下「法」という。)」という規定がございましたので、法律名を全部載せるのではなくて「法第1条の3第1項」というふうに修正いたしました。
次に「4 基本構想、基本計画における教育施策の位置づけ」中最後のところで、「重点的に取り組む施策の基本方針」となっておりますが、「重点施策の基本方針」というふうに修正いたしました。
2ページは修正がなく、3ページをお開きください。
「基本方針1 社会を生き抜く力の育成」ですが、「(1)学力の向上」において、「放課後スクール」という字句を削りまして、「教員の研修を充実させ、教員の資質向上を図る」という一文を追加させていただきました。
「(2)幼児教育・保育の充実」ですが、2行目に「基礎的な資質や能力」となっていたものを「資質」の字句を削り、「基礎的な能力」と修正いたしました。
「(3)読書活動の推進」につきましては、全体を簡潔に修正いたしました。
「(4)国際理解教育の推進」ですが、最後のところで「子どもたちが本物に触

れ、豊かな感性を育む機会を創出します。」とありましたが、これを「子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。」というふうに修正いたしました。

4ページ「基本方針2 心を育む人間教育の推進」ですが、(1)は修正がございません。

「(2)道徳教育の推進」で、「特別の教科「道徳」というふうになっていたものを「特別の教科として位置付けられる道徳」と修正し、「礼儀」という字句を「あいさつをはじめとする礼儀」というふうに修正いたしました。

「(3)学校・地域・家庭が一体となった教育の推進」につきましては、後段の部分を削りまして文章を整理させていただきました。

「(4)青少年の健全育成と家庭教育の充実」については、個々の具体的な施策にまで触れておりましたが、総括的な表現に修正し、まとめさせていただきました。

「(5)セーフティネットの構築」は修正がございません。

5ページの「基本方針3 芸術・文化・スポーツの振興」でございませぬけれども、「(1)芸術文化の創造と個性の伸長」は修正がございません。

「(2)いつでも・どこでも・だれでも学べる場の提供」は、「城西国際大学公開講座」というふうになっておりましたが、これを「各種講座」に修正し、施策の目的を明確化するため、文章の前半と後半を入れ替えてございます。

「(3)変化の激しい次代を生き抜く生涯を通じた学習支援」では、「学習ニーズ」と「多様化」という言葉が2回も出て来て重複していたために違う言葉に修正いたしました。

「(4)スポーツ環境の充実」は修正がございません。

「(5)スポーツ・レクリエーションの普及」では、「総合型地域スポーツクラブの創設に向けて検討します。」となっておりますが、これを「総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。」に修正いたしました。

次に6ページ「基本方針4 茂原を愛する心の育成」の「(1)地域を担う人材の育成」では、「年間指導計画」を「教科・領域の年間指導計画」に、また「地域や行政の人々」を「地域で働く人々」にそれぞれ修正いたしました。

「(2)安全・安心な教育環境の確保」では、公立学校について「児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持っている」という文言を削りました。

「(3)文化財・伝統文化の維持、保存、活用の推進」では、(1)の後段にございました「郷土芸能団体の活動を支援し」を削りまして、こちらの方に「郷土愛の育成に努めます。」の次に、「また、伝統芸能保存団体の発表の場を提供し、伝統文化への理解と愛着を深めます。」と挿入いたしました。

「(4)学校・家庭・地域連携によるコミュニティーの形成」については修正がございません。

なお、この修正(案)につきましては、2月1日から29日までの1か月間、パブリックコメントを実施する予定となっております。出された意見について必要があれば修正いたしまして、3月の教育委員会でご承認をいただき、その後の総合教育会議で最終的に決定される予定となっております。

以上でございます。

内田教育長 : それでは報告事項3について、何かご質問等ありますでしょうか。

鎌田委員 : いろいろご意見をを入れていただき、ありがとうございました。

質問なのですが、基本方針4の(1)の「茂原学」を教科・領域」と書いてあるのですが、「領域」というのはどういうことですか。

宮本 : 「教科」と言いますと、社会科あるいは理科というような教科がある訳でございまして、その中に「茂原学」ですと、例えば社会科の中に入れてあるというようなことがございます。あとそれ以外には、総合的な学習の時間等々の中でも、やはりこの「茂原学」、地元の伝統芸能とかいうようなことも学んでまいりますので、教科に入るものとそれ以外で学校の中で学ぶものというような意味合いで「領域」というふうな言葉を使っております。

それは学習指導要領の中にもそういうふうな記載の仕方がございますので、使わせていただきました。

- 内田教育長 : 専門用語に近いです。国語、社会、体育とか音楽が「教科」で、あと総合的な学習の時間とか学級活動みたいなそういうのを「領域」という言い方を学習指導要領では分けているので、そういう全般的なものの年間指導計画に位置付けるというような意味です。
- 鎌田委員 : 一般の方が見るので、専門用語は分かりやすいように他の言葉になるようなものがあれば良いと思いますが、どうでしょうか。
- 内田教育長 : ここは前も鎌田委員から、資料の5ページにあります。「年間指導計画」とあるが、何の年間指導計画なのか。分かりやすくしてほしい。」との意見があつて、「教科・領域の」という説明が加わっただけけれど、少し専門用語ではあるのですが。
- 安藤委員 : 「学習指導要領の」というのでは駄目なのですか。
- 鈴木委員 : 「学校における教科・領域の年間指導計画」としたらどうでしょうか。やっぱり「教科・領域」という言葉ですよ。
- 内田教育長 : 使わないとしたら、鈴木委員が言ったものか、それか「学校における教育活動の」とかですかね。一般の方にも分かるようにすると。
- 鎌田委員 : 先ほど安藤委員が言ったのはどうですか。
- 内田教育長 : 「学習指導要領」と言うと、正確にはちょっとずれています。「学習指導要領」と言うと、教育の指針みたいな意味があるので、「教育の指針の年間指導計画」というのはちょっとおかしくなってしまう。「学校の教育内容の年間指導計画」というような意味なのですが、そういう言い方でいいかどうかですね。
- 鈴木委員 : 私はこのままの方がいいのかなと思ってしまいます。
- 内田教育長 : 教員から見るとこれが正確な言い方になります。
- 鎌田委員 : でも、皆さん教員ではないですから。そこが間違っていると思います。誰が見るのかということだと思うのですが、明らかに「領域」と言っただけで見ると人は分かりませんよ。
- 内田教育長 : その場合には、※印して説明を付けておくかどうかですね。ただ、説明もすごく難しい感じですね。
- 安藤委員 : それでは「などの」とか「等」とか、そういうのでは駄目なのですか。
- 内田教育長 : 「教科等」ですか。
- 安藤委員 : 「教科などの」のように、「領域」を使わずにしたらどうでしょうか。
- 内田教育長 : その方がいいかもしれませんね。
- 鎌田委員 : その方がストレスなく読めますよね。読む人は絶対ここでつまづきますよね。
- 内田教育長 : それでは「教科等の」を一つの案として、検討します。他にありますか。
- 安藤委員 : 基本方針3の(4)の「スポーツ環境の充実」というところなのですが、「市民スポーツの活動拠点となる市民体育館が」というふうに具体的に「市民体育館」と書いていっちゃうのですけども、スポーツ環境は、市営球場やテニスコートとか他のスポーツ施設もあると思うので、書くのであれば体育館だけではなくて、他も加えた形で整備していただけたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 豊田体育課長 : これもまた市役所の専門的なことなのですが、野球場と庭球場は公園なのです。スポーツ施設なのですが、富士見公園の中の一部になります。誰が見てもスポーツ施設なのですが、庭球場と野球場の施設については、教育委員会では手を加えられないところなのです。公園条例の中で出来ているものなので、教育委員会の管轄ではないということです。教育委員会の管轄のスポーツ施設は、市民体育館ということになります。これは一般的なことでは全くないと思います。普通の人が見れば、野球場も庭球場も市のスポーツ施設というふうに思います。
- 安藤委員 : 借りるときは市民体育館に言いますよね。
- 豊田体育課長 : 貸出業務を市民体育館が行っているということで、施設の補修などのすべてのものは都市整備課になります。「等」とか入れますか。
- 齋藤委員 : 「等」を入れておいた方がいいのではないですか。限定してしまうとそこしか無いのかと思われてしまいますから。

- 鈴木委員 : 「拠点となる」という言葉があるので、そのままでもいいのかなとも思うのですが。
- 内田教育長 : それでは「等」を入れるということで検討をしておいてください。
例えば学校の体育館なども、学校の体育館というのは教育委員会の所管の中に入るの、「市民体育館等」と言ったときに、学校の体育館も入るという意味で「等」を付けて、学校の体育館も活動拠点という言い方からすると少しは入るかもしれないですかね。
- 安藤委員 : あと、東部台文化会館にも体育館がありますよね。
- 齋藤委員 : そうすると「等」を入れた方がいいですね。
- 内田教育長 : 「等」を入れるということで検討しておいてください。
- 齋藤委員 : 大綱と今までの茂原市の教育方針及び重点施策、平成23年から平成32年までの10年間、この絡みなのですが、整合性と言いますか、例えば一般の人が今までの基本計画と大綱をどのように扱うのかと問われた時に、教育委員会は何と答えるかと。1ページに書いてあるのですが、「茂原市教育施策の大綱については、基本構想、基本計画に基づき、今後5年間における重点施策の基本方針を定めたものです。」と書いてあるのですが、確かにそうなのです。もし、そうならば、改めて大綱を作る必要があったのかどうか。そう思ってしまうのです。大綱の位置づけというのがどうも釈然としないのですが、いかがでしょうか。
- 藤乗 教育部次長 : これは市の基本構想あるいは基本計画との整合性を図る必要があると思います。大綱は首長が定めるもので、首長の任期がある中で後期基本計画が残り5年ということで、今回の大綱も計画期間を5年間とし、終わりを揃えるというように形で位置づけをさせていただきたいと思います。
- 齋藤委員 : 要するに大綱と基本計画は同一のものだということですね。
- 藤乗 教育部次長 : そうです。方向性がずれている訳ではないです。
- 齋藤委員 : 最初は大綱を作るときには、私はそういう思いで首長が入って大綱を作ろうと思ったんじゃないと思うのですね。結果的にそういうふうになっているのではないかと思うのですが、いかがですか。これは本当に基本的なことに関わってくるのですが。
- 藤乗 教育部次長 : それこそ首長が定めるものであれば、選挙によって違う首長になったときに、全く違うものが出てきますよね。
- 齋藤委員 : 確かに継続性だとかありますけども、これでいいのかなと思うのですが、教育長はどう考えますか。
- 内田教育長 : 私の意見としては、それは首長が考えることかなと思います。
例えば、教育委員会のやることが、基本構想とか、前期・後期基本計画から教育委員会だけがはみ出したことをやるということは出来ないのではないのかなと思います。首長だったら基本計画にこうあるけど、自分はこうやりたいと言える立場だと思います。もともとこの大綱というのは、首長が定めるものです。教育委員会が案を出しているのですが、首長が決定することだと思います。
- 齋藤委員 : そうなんです。首長が中心になって決めることですね。結果的に今までの基本計画と同様の大綱となったということですかね。
- 内田教育長 : 例えば首長がこれでは駄目だと、もっとこの構想から外れてもいいから自分はこう作りたいという首長もいるかもしれないし、例えば野田市の首長は私は一切口は出さないと、教育委員会にすべてやった通りに任せますという首長もいるし、その辺の法的位置づけがどうなのかなと思います。
- 内田教育長 : すごく根本に関わる大切なご意見だったと思います。
他にありますか。
- 鎌田委員 : 文言のことで申し訳ないのですが、基本方針4の(2)ですが、2行目からいきますと「老朽化の進んでいる学校施設の整備・修繕等を計画的に行い、施設の安全性の確保を図るとともに、教育施設、建築設備の安全点検を定期的に行い、」とあって、ここがだぶっているような感じがするのですが、いかがでしょうか。
例えば、「学校施設の整備・修繕等を計画的に行い、適正な管理に努めます。」でも意味が通じるような感じもしますが。「教育施設、建築設備の安全点検を定期的に行い」というのが余分な感じがします。「計画的に行い」と「定期的に行い」とあるのですが。

- 藤乗
教育部次長 : 2行目は学校施設や校舎など大きな設備だと思うのですが、その修繕、工事のことで、3行目については法定点検等で消防やプールのポンプ、あと電気設備とかそういったような設備の安全点検ということなので、対象としているものが若干違うと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
- 鎌田委員 : はい、分かりました。
あと最後の(4)ですが、タイトルは「学校・家庭・」になっているので、1行目の最後の「学校と家庭・地域」というとちょっと何か意味合いが違ってくる感じがするので、タイトルと同じく「学校・家庭」にしておいた方がいいと思います。
- 藤乗
教育部次長
内田教育長 : はい、直させていただきます。
- 内田教育長 : 鎌田委員の意見を聞いて先ほどの(2)は、3行目の「施設の安全性の確保を図るとともに、」までが一つの文章と考えて、その後がまた一つの文章と考えるのかなという感じですね。最初聞いたときには確かに「計画的に行い」と「定期的に行い」でおかしいなと思ったのですが、「図るとともに、」までがひとまとまりで、その後がひとまとまりという解釈をするのだというふうに思いました。
(4)は、今ご意見のあった通り「学校・家庭・」とするということをお願いしたいと思います。
他にありますでしょうか。
- 安藤委員 : 基本方針2の(4)ですが、「青少年の健全育成と家庭教育の充実」という2つの事柄に分かれているので、もし段落分けをするのであれば、「家庭教育の充実」に関わっているのは、「子どもたちの社会性や自立性」から段落分けしていただいて、その間に入る「また、青少年に有害な環境の浄化活動に努めます。」は段落分けをしないで、2行目の「青少年の非行防止活動を推進します。」に続けるか、加えるような形で入れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
- 藤乗
教育部次長 : タイトルが「青少年の健全育成」とそれから「家庭教育の充実」というふうに2つに分かれておりますので、ご指摘のありました通り、「子どもたちの社会」のところで、段落分けをしたいと思います。
ありがとうございました。
- 内田教育長 : はい、ではそのようにお願いいたします。
他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、今のご意見を取り入れたものにして、パブリックコメントを2月1日から2月29日まで行って、おそらくそこでまた修正等が出てくる可能性がありますので、それで今度の3月の教育委員会会議でまた見ていただいて、引き続いて総合教育会議で決定するという流れになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
それでは次に、報告事項4「第三次茂原市子ども読書活動推進計画(案)のパブリックコメント実施について」説明をお願いします。
- 高中
生涯学習課長 : 報告事項4「第三次茂原市子ども読書活動推進計画(案)のパブリックコメント実施について」ご報告をいたします。
子ども読書活動につきましては、茂原市教育委員会で「第一次・第二次茂原市子ども読書活動推進計画」を策定いたしまして、施策を推進してまいりましたが、本市及び全国的にも学校段階が進むにつれて、読書離れが進む傾向にあり、このことから更なる読書活動の推進を図るため、今年度策定協議会を設置しまして、教育部次長を会長として「第三次茂原市子ども読書活動推進計画」の策定に取り組んでまいりました。
この度、お手元にお配りしてございますけれども、活動計画の案を取りまとめましたので、さらに広く市民のご意見を伺いたく、パブリックコメントを実施するものでございます。募集期間でございますが、先程の「教育施策の大綱」と一緒に、2月1日から2月29日までといたします。パブリックコメントの報告は以上になります。
続きまして「第三次茂原市子ども読書活動推進計画について」説明をいたします。お手元の資料をご覧くださいと思います。
まず最初に子ども読書活動推進計画策定協議会委員でございますけれども、藤乗次長を会長といたしまして、6人の委員で検討を行ってまいりました。

続きまして2の策定協議会の日程でございますけども、6回の策定協議会を行って、取りまとめたものでございます。

読書活動推進計画(案)の中身でございますけども、まずは1ページをご覧くださいいただきたいと思います。

「第1章はじめ」でございますけども、「1. 子どもの読書活動の意義」ということで、子どもにとって読書は、言葉を学ぶだけでなく、感性を磨き、表現力を高め、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであると位置づけまして、子どもを読書好きにするためには、大人が読書の大切さを理解し、家庭、学校、図書館、行政やボランティアとが連携協力し、子どもの成長に合わせた本をいつでもどこでも読めるような読書環境の整備を推進する必要があるというふうに取りまとめてございます。

続きまして2ページでございます。

「2. 計画の背景」でございますけども、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」によりまして、国・県の動向を中心にまとめたもので、本市では、第一次を平成16年3月に、第二次を平成23年3月に策定しまして、この3月に第三次推進計画を策定しようとするものでございます。計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間でございます。

次に「3. 計画の位置付け」でございますけども、「茂原市総合計画後期基本計画」の中で「生涯学習支援システムの整備」ということで読書活動の推進が位置付けられておりますし、先程のお話でもございましたように、「教育施策の大綱」の中の一つとして、「社会を生き抜く力の育成」の中に読書活動の推進が位置付けられているところでございます。

続きまして3ページをご覧くださいいただきたいと思います。

「第2章 茂原市の児童・生徒読書活動の現状」でございます。本計画の策定にあたりまして、子どもたちの読書活動の現状を把握するために、市内小学校の2年生、4年生、6年生と中学校2年生について、各学年とも各校1クラスの児童・生徒にアンケートを実施しております。小学生1,096人と中学2年生210人から回答があり、その内容について紹介しております。

内容の紹介でございますけども、最初に「本を読むことが好きか」ということで、学年が進んでも大差がございませんでした。子どもたちの多くは読書が好きだというような回答を得ております。

続きまして4ページでございます。

「好きになった理由」を聞きますと、小学校2年生では「小さい頃家族に読んでもらった」、4年生や6年生では「図書館や書店に連れて行ってもらった」と「家に本があった」ということでほぼ同じ割合になっております。家庭における読書環境の重要性が伺えるところでございます。中学生では、すべての学校で毎日実施しております「朝の読書」がきっかけとする回答が大きく、「朝の読書」の影響が見られるところでございます。

続きまして5ページでございます。

「学校の図書室等の利用状況」でございますが、小学校2年生では「ほとんど毎日」あるいは「週に何日か」利用しているという割合が高くなっております。学年が上がるにつれまして、利用しない状況が顕著になっております。中学2年生では63パーセントが利用していないという状況でございます。

6ページをお開きください。

「学校以外の図書館や図書室の利用状況」でございますが、小学2年生でも3人に1人が利用していないと、中学2年生では半数以上が利用していないという状況で、子どもたちの公共図書館離れが進んでいるという状況でございます。

続きまして7ページになります。

「この1か月の読書量の質問」でございますが、学年が上がるにつれて読書量は減少する傾向にあります。中学生では読書量は減るものの不読書率で見ますと、朝の読書活動の取組みによりまして1パーセントということで、小学6年生の8パーセントからは減少しているということでございます。

なお、全部のアンケート結果につきましては、26ページから31ページに掲載しております。後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして8ページをお開きいただきたいと思います。

「第3章 第3次計画の基本的方針」でございますが、「(1)子どもの読書活動推進体制の整備と充実」、「(2)読書に親しむ機会の提供と充実」という2項目を基本方針といたしまして、具体的な施策の展開をしまいでございませう。

続きまして9ページの読書活動推進計画の体系をご覧いただきたいと思ひます。まず、「基本方針1 子どもの読書活動推進体制の整備と充実」では、基本方針を2項目と具体的な施策を4項目設定してあります。続きまして「基本方針2 読書に親しむ機会の提供と充実」では、基本方針を3項目と具体的な施策を22項目設定いたしました。

10ページからは「第4章 読書活動のための具体的な取り組み」として、項目ごとに「現状と課題」、「施策の展開」を掲載してあります。

具体的な施策の中で「★新規」とあるのは、この計画を推進するための新規の施策でございます。特に子どもの読書活動を推進するための連携体制の強化を図ること、学校における読書活動の推進を図るため、学校司書の配置を目玉といたしまして読書推進計画を定めてあります。

それぞれ目標値を設定しまして、実現化に向けて取組んでまいりたいと思ひてあります。

なお、本計画につきましては、パブリックコメントを実施して、修正があれば修正して、その後3月の教育委員会議に諮りまして、皆様方にまたご報告をする予定でございます。

以上、概要を説明いたしました。よろしくお願ひします。

内田教育長 : それでは「第三次茂原市子ども読書活動推進計画(案)」とパブリックコメントの実施について説明をいただきました。

なお、この件につきましては、今説明があったところですが、藤乗次長を会長にしてこの案を作っていただきました。また、私の方でも学校に年度当初にお話をした中で、本好きの子どもを育てたいということをお話に話した4つの方針の中の重要な一つとして話したので、そういったことも受けてこの第三次の案については、第一次・第二次とかなり違ったようなもの作ってくれてあります。

また、足立委員が辞めて行かれるときに、図書館司書のことについてもお話がありましたので、この中でも、19ページの新規のところ「学校図書館へ学校司書の配置」ということで、平成32年度全校配置ということをお目標としてあります。ただ、なかなかこれは本当に予算面もあって、それが実現出来るかどうかというのは、予算も絡んでくることですが、この辺も含めて藤乗次長を中心にこの新しい計画を作っていただきました。ぜひ、この推進計画を基に茂原市の子どもたちが本好きな子に育っていくようになればなということをお一つの重要施策と考へてありますので、その辺も含めてご意見ご質問があればお願ひいたします。

野島教育部長 : 補足ですみません。今教育長が話されましたように内田教育長が就任されて、学校教育に4つの目標ということで「あいさつの出来る子どもの育成」、「本好きな子の育成」、「学力の向上」、「茂原を愛する心の育成」という4つをお目標として掲げましたので、事務局といたしましてもそれに追随するように予算面については力を入れていくつもりでございます。特に、ここに書いてあります学校図書館の整備につきましては、学校司書を配置して、本好きの子を育成するというおことで、数千万円単位の予算要求を今かけてありますので、これは国の地方創世の交付金なのですが、これを活用できれば、上手くいけば大きな予算が付きますので、それによって図書のお購入ですとか、それから学校の図書館の整備が図られるということで、ぜひ予算が付くように、企画政策課を通して行っておりますので、ぜひ実現したいというふうにお考へてあります。

以上です。

内田教育長 : そのことも含めてご質問ご意見等があればお願ひいたします。

齋藤委員 : とにかく子どもたちの活字離れというのは、年々進んでいて深刻だと思ひます。活字を離れてどこにいくかというおと、やはりスマートフォンなどにいくおと思うのですね。それならばそれを逆にお取って、図書館司書を置いて本を読みなさいというおのも本当に良い方法だと思ひますけれども、現代にあった本好きにさ

せる一つの方法として、電子図書なども一つの方法かなと思ったりしたのですが、いかがでしょうか。

藤乗
教育部次長 : 本というのは昔古来紙から出来ていて、今は本当にスマートフォンでも読めますし、また一方では学校教育にICT教育ということで、電子機器を活用した授業を取り入れたり、先進地では各子どもたちにタブレットを配って授業をしているので、もう極端な話相反するような形で進んでいる訳なのですが、でも幼少期の絵本から始まって、読み聞かせから始まって、その絵本の絵のイメージとか、話し手の話し方によって本当にこう想像力が始まっていくという、絵本というか、読書の楽しみがスタートしていると思いますので、ICT教育が進むのはそれはいいのですが、やはり絵本の持つその可能性というか、想像力を働かせたり、子どもたちの感性を豊かにするというようなところは、まず耳で聞くところから始まっていくということが一つ大事だと思います。絵があって、今度は自分で字を読んでイメージをしていくというところが、やはり本は本の素晴らしい世界があると思いますので、その辺は相反するようなところなのでしょうけども、読書力の力というのはやはり今後も必要になっていくのだと思われますので、私としては計画を立てただけではなくて、今後もこれを検証しながら茂原市の子どもたちを教育長の言うように本好きな子どもたちにしていきたいなと思っているところでございます。

以上です

内田教育長 : どうでしょうか。

齋藤委員 : 大変だと思います。ちょっと私の考えと相いえないところもありますけども、ひとつ頑張ってください。よろしくお願いします。

鈴木委員 : 市立図書館もいろいろ努力をしてくださっているようですが、アンケートの結果で中学生の57パーセントが図書館利用していない、公立図書館離れが進んでいるということも書かれていて、16ページからのところになるのでしょうか、いろいろな子ども向けの努力を新規事業も入れて計画してくださっているようなのですが、ブックトークは中学生にも通じるものがあって、あと司書の配置をしてくださるということがあるので、図書館との連絡が取れるかと思うのですが、中学生に対する市立図書館としての取り組みがいま一つかなというのが、読んでいて少し感じられたのですが、その辺はどうなのでしょう。

藤乗
教育部次長 : 中学生の図書館離れというのは、どうしても時代の趨勢で部活動があったり、塾に通ったりということで、本当に図書館まで出かけられないというのが実態だと思います。

ただ、朝の読書などを通じて、やはり子どもたちが本好きだというのが分かっていますので、中学生の時期に図書館離れというのは進むかもしれないけれども、やはり小学生の段階で本好きにしておけば、きっとまた戻ってきてくれると思っておりますので、人生いつでも本にべったりという訳にはいかないかなと、図書館にべったりという訳にはいかないと思いますけども、いつでもどこでも本が読めるようにということを合言葉に市立図書館も取り組んでいくと思いますので、それはそれで見守っていくことが必要かなと思っています。

鈴木委員 : はい、よろしくお願いします。

内田教育長 : 他にありますか。

安藤委員 : 小学生向けのだと思うのですが、読書手帳を配りますというのが広報もばらの1月号に載っていたので、とても良いことだなと思って、この事業の中に入れると良いのではないかなと思いました。

高中
生涯学習課長 : 安藤委員がおっしゃった読書手帳なのですが、実際今年度から取り組んでいるのですが、1月から配り始めて150人程度の小学生以下の子どもたちにもう配っております、計画には載っていないので、そういうことも含めてパブリックコメントを2月末まで実施しますので、もう少し検討させていただくと、読書手帳も計画に反映させていきたいと思っております。

内田教育長 : そういうことを掲載するという事でまた検討をお願いいたします。
他にありますか。

鎌田委員 : 生涯学習課長がこの計画(案)を作られたのですか。

- 藤乗
教育部次長
鎌田委員
- ： 生涯学習課が事務局で、担当の主幹と主査が中心に作成しました。
- ： 10ページのところに「線から面へと発展させる必要があります」とか「横の繋がりも」とか、職員自らこういうふうを書くというのはあまり今まで無かったような気がするのですが、やる気がすごいなど、やる気満載の感じがします。素晴らしいなと思います。
- 藤乗
教育部次長
鎌田委員
- ： 今回たまたまスポーツ推進計画が先行しておりまして、それに負けないように、ちょうど同じ時期に作っていますので。
- ： 小学生が図書館に行く時間というのは、どういう時に行くのですか。昼休みですか。
- 宮本
学校教育課長
- ： 学校の中での図書館利用は、例えば国語の時間に、学校図書館で学習をするというような日課表の中に組み込んであるという場面があります。あと、休み時間等で自分が読みたい本を借りる、あるいは返すというのは、基本的には昼休みの時間帯に図書委員という、例えば5年生・6年生の委員の子どもたちがいたりというような場面で活用しているようなのが実態です。
- ただ、今放課後がなかなか使えないので、要するに集団下校というものがあるので、子どもたちが放課後、学校の中に残って本を読んだり借りたりというのが、今現実的にはちょっと難しくなっているのが事実だと思います。
- 鎌田委員
- ： 18ページに書いてある障害のある子どもの本というのも結構あるのですか。
- 藤乗
教育部次長
鎌田委員
- ： DAISY図書ですか。DAISY図書はそれこそ取り入れたばかりで、それほど点数はまだ多くはないと思います。
- 鎌田委員
- ： 市内の学校に視覚障害の方はいらっしゃるのですか。
- 宮本
学校教育課長
- ： 市立の小中学校の中で、視覚障害をもっている子どもはほとんどいないです。支援学校等にあるいは盲学校等に通っているお子さんというのが対象であろうかと思います。その数は申し訳ありません、把握は出来ておりません。
- 鎌田委員
- ： そうするとこのサービスは、中の人ではなくて、外の人のサービスということになるのですか。
- 高中
生涯学習課長
- ： サービスの提供で言いますと、今学校教育課長が話したように障害者を含めた図書館サービスの充実ということで考えておりますので、現在学校に通っている方だけではなく、障害者のためのサービスということで捉えていただきたいとは思いますが。
- 鎌田委員
内田教育長
安藤委員
- ： その地域にいらっしゃる方ということですね、分かりました。
- ： 他にありますか。
- ： 項目としては14ページになるのですが、(2)の「家庭教育学級等での読書活動の啓発」という項目の中なのですが、この項目が「家庭・地域及び幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進」の中に入っているのかどうか分からないのですか、「夏休み子ども教室」の件なのですが、この読み聞かせを行っているのを私も関わっているのですが、出来ればこの「夏休み子ども教室」は学校のことなので、20ページの(3)の「学校支援ボランティアの育成と活用」の項目のあたりが良いのかなと思いましたがいかがでしょうか。
- 藤乗
教育部次長
- ： 「夏休み子ども教室」は、確かに学校を会場にして実施しておりますけれども、生涯学習課が地域のボランティア等に声をかけながら実施しているということで、「家庭・地域及び幼稚園・保育所」に分類をしたということをご理解をいただきたいと思います。
- 内田教育長
安藤委員
内田教育長
- ： よろしいでしょうか。
- ： はい。
- ： 他にありますか。
- なければ、この計画が意欲的であるというお褒めの言葉もいただきましたが、直接この件ではありませんけれども、スポーツ推進計画と合わせて、ぜひ意欲的な内容が実施できるようにお願いしたいと思います。
- それでは報告事項5「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 藤乗
教育部次長
- ： 12月に申請がございましたものについてまとめてございますけれども、今回は数が少なくて「後援」が1件、「協賛」が1件ということでございましたので、よろしくお願いたします。

- 内田教育長 : それでは報告事項5について、何かご質問等ありますでしょうか。他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- 藤乗 教育部次長 : それでは次に、報告事項6「平成28年第2回(2月定例会)、第3回(3月臨時会)、第4回(3月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。2月の定例会につきましては、議会が始まる関係でいつもより早く設定してございますけども、2月16日の火曜日午後1時からこの9階の会議室で行いまして、終了後の午後3時から学芸・文化・体育功労者等の表彰式を、会場を5階に移しまして実施したいと思いますのでよろしく願いいたします。
- 内田教育長 : 次に3月の臨時会、先生方の異動等の関係ですけども3月11日、午前中に卒業式がございますけども、午後1時にお集まりいただきましてこの9階の会議室で行いたいと思います。
- 藤乗 教育部次長 : それから3月の定例会ですが、3月24日の木曜日午後1時から教育委員会会議を開催いたしまして、「教育施策の大綱」を決定する教育委員会会議になると思いますけども、引き続きまして午後3時から第3回目の総合教育会議を開催することによってよろしく願いいたします。
- 内田教育長 : 何かご質問等ありますでしょうか。日程については、よろしいでしょうか。それでは日程については、そのようお願いします。
- 藤乗 教育部次長 : その他報告がありましたら、お願いします。
- 内田教育長 : 教育委員会の組織の改正に関わりましてご報告を申し上げたいと思います。1点目が、現在市民体育館の中に置かれております体育課を平成28年度、この4月から庁舎内9階の教育委員会の中に移転することが正式に決まりましたので、ご報告申し上げたいと思います。
- 藤乗 教育部次長 : 教育委員会教育部の組織は、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、体育課の4課体制になっておりまして、それとは別に教育機関として小中学校、幼稚園、共同調理場、公民館、図書館、市民体育館、社教センター、青少年指導センター、美術館・郷土資料館が置かれ、その他に市民会館と東部台文化会館については市長部局からの事務委任を受けて運営しておるところでございます。
- 内田教育長 : 今回の体育課の本庁への移転は前々から話が出ておりまして、幾度となく議会の一般質問にも話が出ておりましたけども、現在人員は正職員が4名、臨時1名の中では、施設の貸出しや管理、あるいはスポーツ教室の開催等で手一杯で、体育課本来のスポーツ振興に向けた企画・立案までなかなか手が回らなかったというのが実情でございます。現在策定中のスポーツ推進計画の推進のためには、教育だけでなく、健康管理課や高齢者支援課等と横の連携が不可欠でございます。市民体育館に居てはなかなか動きづらいという課題が解決され、今後市民の健康づくりに向けたスポーツ推進が図られるものと期待されているところでございます。
- 藤乗 教育部次長 : それからもう1点が、教育総務課の係が平成18年度の機構改革によりまして1つに統合されておりましたけれども、昨年度来、総務課に人員の増員はいらないけれども、責任の明確化を図るために、元の2つの係、総務係と施設係に戻してもらいたいという要望を重ねてまいりましたけども、これが通りましてこの4月から元の2係になることが昨日決まりましたのでご報告申し上げたいと思います。
- 内田教育長 : よろしく願いいたします。
- 藤乗 教育部次長 : それでは組織編成について体育課の件と教育総務課の係の件について報告がありました。この件についてご質問ご意見等がありましたらお願いいたします。
- 齋藤委員 : 体育課はどこに来るのですか。場所はどこですか。
- 藤乗 教育部次長 : こちらの教育サイドの要望といたしますと、やはり同じフロアにあるのが望ましいということで、今現在サポートステーションが置かれておるのですが、出来ればあの施設に移動していただいて、あそこをお願いしていたのですが、それが叶わないということで、現在の東側が生涯学習課、学校教育課、教育総務課となっておりますけれども、生涯学習課と学校教育課の間に体育課を置く予定でございます。
- 齋藤委員 : はい、分かりました。

内田教育長 : 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それではなければ、以上で第1回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年2月16日

教育長 内田 達也

署名委員 齋藤 晟

署名委員 鎌田 俊郎